

「令和 7 年度ニューノーマル時代の広域（圏域）観光地域づくり事業」プロポーザル実施要領

1. 業務委託名

「ニューノーマル時代の広域（圏域）観光地域づくり事業」業務委託

2. 目的

玉名市、玉東町、和水町及び南関町の 1 市 3 町では、総務省の定める定住自立圏構想に基づき、平成 28 年 8 月に「玉名圏域定住自立圏」（以下圏域）を形成した。本事業は、圏域が策定した「第 2 期玉名圏域定住自立圏共生ビジョン」における観光プロモーションの推進に関する取り組みを行うものである。

本事業では、圏域の更なる認知度向上及び移住定住推進を目的として、圏域が有する自然・景観等の魅力ある地域資源の情報を発信し、圏域のファンづくり推進を図り、新しい様式に対応したニューノーマルな観光地域づくり事業を行うものとする。

3. 業務委託の内容

別紙、仕様書の内容のとおり。

4. 業務委託上限金額

5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 業務委託期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

6. 委託条件

(1) 実施体制

実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

(2) 年間の事業実施スケジュール（事業計画書）の作成

契約締結後、年間の事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。

(3) 業務完了報告書の作成

事業実施後において、業務完了報告書を作成し、提出すること。

(4) 他事業との連動

圏域の 1 市 3 町が別に行う観光等関連業務と相乗効果をもたらすよう連携・連動を図ること。

(5) 契約後の業務

プロポーザルは、受託者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、圏域の観光分科会と協議を重ねながら実施計画を作成することとし、必ずしも

提案内容に沿って実施するものではない。

7. 参加資格

本プロポーザルに参加を希望するものは、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 委託契約に係る指名停止処分期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号))の適用を申請している者でないこと等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。
- (6) 本業務への参加は共同提案も可とする。ただし、共同提案は 3 者以内とすること。

8. 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望するものは、参加表明書（様式第 1 号）をメールで提出すること。

9. 企画提案書等の提出

企画提案にあたっては、本圏域が策定する「第 2 期玉名圏域定住自立圏共生ビジョン」の内容を十分に理解したうえで、以下のものを 5 部提出すること。

- ①企画提案書の概要（様式第 2 号）
- ②令和 7 年度ニューノーマル時代の広域（圏域）観光地域づくり事業企画書（様式自由）
- ③概算見積書（様式自由）
- ④類似業務実績（様式自由、記載があれば会社案内でも可能）
- ⑤業務体制図（様式自由）

10. 選定基準

事業企画内容、企画力、業務体制や実績などを総合的に勘案し、委託業者としての適格性、妥当性を評価する。

11. 提出日及びプレゼンテーション実施日

- ① 参加表明書：令和 7 年 4 月 30 日（水）午後 5 時まで（期日厳守。）
 - ② 企画案提出日：令和 7 年 5 月 9 日（金）正午まで（期日厳守。郵送可）
 - ③プレゼンテーション実施日：令和 7 年 5 月 14 日（水）（時間は後日連絡します）
- ※企画が多数あった場合は、事前審査で数社を選定して、プレゼンテーションを行う。

【説明時間 20 分】

※プレゼンテーション会場：玉名商工会館 5 階ホール

(〒865-0025 玉名市高瀬 290 番地 1)

※プレゼンテーションについては、新型コロナウイルスの感染拡大状況等により、オンラインにより実施する場合がある。

12. 提出先

〒865-0025 玉名市高瀬 290 番地 1 玉名商工会館 2 階

玉名圏域定住自立圏 観光分科会事務局

(玉名市観光物産課 金栗四三・ツーリズム推進室 担当：牧野)

13. 質問の受付

委託業務に関する質問は末尾記載のメールにより受け付ける。

① 期限：令和 7 年 4 月 28 日（月）午後 5 時まで

② 回答：参加表明者全員に対し、メールで令和 7 年 5 月 1 日（木）午後 5 時までに回答する。

14. 委託先の選定

玉名圏域定住自立圏観光分科会内及び関係者により厳正かつ中立に審査・評価し、最も優れた企画提案業者を契約相手先として選定する。

15. 採否の通知

採否の結果は、プレゼンテーション後 3 営業日以内に、企画提案業者に通知する。

なお、採否結果に係る問い合わせについては回答しないものとする。

※問い合わせ先

玉名圏域定住自立圏 観光分科会事務局

(玉名市観光物産課 金栗四三・ツーリズム推進室 担当：牧野)

T E L : 0968-73-2222

F A X : 0968-73-2220

メール：kanbutsu@city.tamana.lg.jp